

藤沢市教育委員会公告式規則の全部改正について
藤沢市教育委員会公告式規則の全部を次のように改正する。

2025年（令和7年）9月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年10月1日

提案理由

この議案を提出したのは、本市における公印押印の見直し等における対応を踏まえ、所要の規則の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会公告式規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会公告式規則

藤沢市教育委員会公告式規則（昭和32年藤沢市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく藤沢市教育委員会の公告式については、藤沢市公告式条例（昭和25年藤沢市条例第32号）の例による。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

○藤沢市教育委員会公告式規則

昭和32年3月13日教委規則第3号

改正

昭和38年7月1日教育委員会規則第1号

平成27年3月19日教育委員会規則第3号

藤沢市教育委員会公告式規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定に基き、教育委員会規則その他教育委員会所掌事務に関する事項で、公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めることを目的とする。

(掲示の方法及び場所)

第2条 規則等は会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 規則等を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入して、その印を押印しなければならない。

3 規則等の公布は、市の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則等の施行日)

第3条 規則等は、当該規則等に施行日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 藤沢市教育委員会公告式規則（昭和27年11月教育委員会規則第2号）は、廃止する。

付 則（昭和38年教委規則第1号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第3号）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初

に任命された日から施行する。ただし、第 1 条中藤沢市教育委員会公告式規則第 1 条の改正規定、第 2 条中藤沢市教育委員会会議規則第 1 条及び第 5 条の改正規定、第 4 条中藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 1 条の改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。